

---

---

# 新型コロナウイルス感染症対応における自衛隊の活用に関する法的考察

---

---

日本大学危機管理学部 教授 吉田 正法

- I はじめに
- II 自衛隊による新型コロナウイルス感染症対応の法的根拠
- III 自衛隊法第八十三条（災害派遣）の考え方と課題
- IV 考 察
- V おわりに

## I はじめに

2020年初頭から新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の拡大が本格化し、各国も官民の総力を挙げて感染症対応を行っている。そのような対応の中で、軍事組織も一定の役割を果たしており、日本においても、感染症対応の初期段階から自衛隊がさまざまな協力活動を行ってきた。しかしながら、2021年5月、ワクチン接種の加速化を図るために自衛隊が大規模接種センターを設置する際には、事前に行われた自民党国防部会の会合において、（自衛隊の活動の拡大について）厳しい言葉が出たと報じられている<sup>1</sup>。

本稿では、これまで自衛隊が行ってきた新型コロナウイルス感染症対応に係る活動の主な法的根拠とされた自衛隊法第八十三条（災害派遣）の考え方と課題を明らかにした上で、今般の新型コロナウイルス感染症対応における自衛隊の活用に関する法的問題について検討する。また、そのような問題から大規模接種センターの設置が災害派遣として行われず、自衛隊の活動の拡大について懸念の声が上がったことも踏まえ、感染症収束後に検討すべき法的課題について提起する。

## II 自衛隊による新型コロナウイルス感染症対応の法的根拠

### 1 事案発生初期の対応

#### (1) 武漢からのチャーター機への看護官派遣（2020.1.29～2.17）

自衛隊が新型コロナウイルス感染症対応への協力として初めて行った活動は、大規模な感染が最初に報じられた中国武漢から在留邦人等を帰国させるためのチャーター機への自衛隊の看護官の派遣（1便あたり2名、計4便・8名）。機中検疫支援を実施<sup>2</sup>

当該派遣は、厚生労働省の要請に対して協力を行ったと説明されている<sup>3</sup>ことから、いわゆる官庁間協力として国家行政組織法第二条第二項の規定を根拠に実施したものであり、防衛省・自衛隊

の業務として行ったものではない。あくまで厚生労働省が本来行うべき業務を、防衛省が代わりに行ったという法的性格を持つものである。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための救援にかかる災害派遣 (2020.1.31~3.16)

①陸上での宿泊施設における支援 (2.1~3.8)

隊員約40名により、帰国邦人等の一時宿泊施設(税務大学校、国立保健医療科学院、税関研修所)における生活支援(食事・物資の配布等)、健康管理支援を実施

②クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における生活・医療支援 (2.6~3.1)

横浜港に帰港した「ダイヤモンド・プリンセス号」での感染拡大防止のため、医療支援(診療・薬の処方等)、生活支援(生活物品の搬入や仕分け)、船内の共用区画の消毒を実施

③下船者の輸送支援

「ダイヤモンド・プリンセス号」の患者の搬送や、乗員・乗客の下船者約2,000名の車両による輸送を実施

この災害派遣は、自衛隊法第八十三条第二項ただし書に基づくいわゆる自主派遣として行われたものであり、特に緊急に対応する必要があり、かつ、特定の都道府県知事などに全般的な状況を踏まえた自衛隊の派遣の可否などにかかる判断に基づく要請を期待することは無理があつて、要請を待っては遅きに失すると考えられたことから、要請によらない自主派遣としたと説明されている<sup>4</sup>。

(3) 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化にかかる災害派遣 (2020.3.28~5.31)

①空港(羽田、成田)における検疫支援

自衛隊の医官・看護官等により、PCR検査のための検体(約20,400名)の採取を実施

②空港から宿泊施設への輸送支援

PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国者・入国者(合計延べ約6,100名)の空港(羽田、成田、関西、中部)から宿泊施設への輸送支援を実施

③宿泊施設に滞在する帰国者・入国者への生活支援

合計延べ17,200名への食事の配分などの生活支援を実施

この災害派遣についても、自衛隊法第八十三条第二項ただし書に基づくいわゆる自主派遣として行われたものであり、感染拡大防止のための救援にかかる災害派遣と同様の理由により要請によらない自主派遣としたと説明されている<sup>5</sup>。なお、これらの活動は、厚生労働省や民間事業者に引き継がれて実施されている。

## 2 現在継続中の活動

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市中感染対応にかかる災害派遣等 (2020.4.3~2021年3月末までの実績)<sup>6</sup>

①教育支援

33都道府県において、地方公共団体職員、民間宿泊施設従業員等に対して感染防護教育の支

援を実施

②生活支援

8 都道府県において、宿泊施設における患者への食事配膳等を実施

③医療支援

4 道県において、検体採取支援を実施

④輸送支援

6 県において、病院から宿泊施設までの間の患者輸送を実施

⑤天幕展張維持管理支援

宮城県において、検疫のための天幕の展張及び維持管理を支援

⑥患者空輸

5 道県において、離島で発生した陽性患者の空輸を実施

⑦資機材提供

長崎県において、クルーズ船「コスタ・アトランティカ号」での感染対応のため、CT診断車を提供

上記①から⑥までのそれぞれの活動は、自衛隊法第八十三条第二項に基づく災害派遣として、35の都道府県それぞれの知事等からの要請を受けて行われたものである。各都道府県には連絡員が派遣され、緊密な連携が図られている<sup>7</sup>。

(2) 自衛隊病院などにおける取組

①自衛隊病院や防衛医科大学校病院への陽性者の受け入れ（2020.2.1～）

自衛隊中央病院及び防衛医科大学校病院での新型コロナウイルス感染患者の受け入れを開始し、その後、自衛隊の札幌病院などの地区病院においても患者を受け入れ（2021年3月末までの実績で1,078名）<sup>8</sup>

②自衛隊中央病院での症例からの分析

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の感染患者104名の症例に基づく分析結果を取りまとめ、2020年3月19日に発表<sup>9</sup>

③自衛隊中央病院及び防衛医科大学校病院でのアビガン錠の治験の実施

2020年3月から、未承認薬の人的な使用の枠組みでアビガン錠による治験経験を積むとともに、アビガン錠の治験による有効性の確認のプロセスに参加<sup>10</sup>

自衛隊病院などにおける取組みは、自衛隊法第二十七条第一項に基づく病院の業務の一環として行ったものであり、活動内容としては一般の病院と同様にその能力を活用し、感染症対応に協力したものと見える。

3 大規模接種センターの設置等

2021年5月24日、自衛隊大規模接種センターが東京と大阪に設置され、自衛隊による新型コロナ

ナウイルス・ワクチン接種が開始された。これは、4月27日の総理指示に基づくものであり、都道府県が主体となって行う住民へのワクチン接種に加え、国主導でワクチン接種を加速化することを目的に、職域接種と同様の仕組みで実施したものと考えられる。

このことは、この協力の法的根拠が自衛隊法第二十七条（病院）第一項及び同条に規定する政令の自衛隊法施行令第四十六条第三項であるとの説明を行っている<sup>11</sup>ことから推察される。防衛省・自衛隊の隊員等に対して行っているワクチン接種と同様にあくまで自衛隊中央病院の行うべき業務として実施するものであり、隊員以外の者に対しても医療を提供することができるとの趣旨である。この整理は、これまでに自衛隊が行ってきた新型コロナウイルス感染症対応の主な法的根拠が、（災害派遣）自衛隊法第八十三条第二項又は第二項ただし書であると説明していることとは異なっており、留意が必要である。

### Ⅲ 自衛隊法第八十三条（災害派遣）の考え方と課題

#### 1 大規模災害時の軍事組織の役割

##### (1) 大日本帝国憲法下での軍隊の役割

軍事組織の本来の役割は、国家の主権を対外的に行使するための実力組織としての役割であり、その能力を内政（特に治安の維持といった警察活動）において活用するか否かについては、それぞれの国家ごとに歴史や思想を背景として考え方が異なっている。例えば、アメリカ合衆国では国内での治安維持活動への軍の活用が抑制的であることが知られており、緊急事態に軍事組織の活用が必要な場合でも、まず州知事の指揮の下、州兵が対応することとなる<sup>12</sup>。

大日本帝国憲法下の日本においても、平時における警察権の行使は警察機関により行使され、また地方行政は地方官により行われている。ただし、大日本帝国憲法第十四条に基づく戒厳の布告がなされた場合には、戒厳令（明治15年太政官布告第36号）に従い軍に権限が委任され、内政に関する権限も軍が行使することとなっている。この大日本帝国憲法第十四条に基づく戒厳（いわゆる軍事戒厳）は、戦時や内乱に際して11件布告されている<sup>13</sup>が、大規模災害時に発せられた例はない。

大日本帝国憲法下においても、度重なる大規模災害に際して軍が対応に当たった事例はあったものの、災害救援が制度として明確に規定されたのは、1910（明治43）年、衛戍条例（明治21年5月14日勅令第30号）の全部改正により衛戍令（明治43年3月19日勅令第26号）となってからである<sup>14</sup>。衛戍条例は、一つの地域に陸軍部隊が駐屯し、その地域を駐屯している部隊が警備することを定めた法令であることから、改正による災害救援の位置づけも、国内警備の一環と位置づけられていたこととなる。実際に、大規模災害時に軍が行った活動は、まず災害時に重要物件の警護や罹災地の警備など治安維持を目的とする「警備活動」であり、あわせて、「救護活動」として、①消火や水防、②罹災者の救助、③負傷者の救療、④救援物資の供給、⑤社会基盤の復旧といった活動を行うこととしているものである。なお、災害時の軍の活動は司令官の判断によるものだけでな

く地方官が要請することができ、災害時における警備活動に当たっても、「治安維持に関する処置に付いては、当該地方官と協議するものとする」ことが、衛戍令の細則である衛戍規則第九条第一項に定められている<sup>15</sup>。

他方、1923年9月1日に発生した関東大震災に際しては、2日に大日本帝国憲法第八条に基づく緊急勅令（大正12年勅令第398号）が枢密院の審議を経ることなく内閣の責任で発出されている。当該勅令により戒厳令の第九条（適用地域の地方行政事務及び司法事務の軍事に関係ある事件に限り戒厳司令官に委ねる）及び第十四条（戒厳司令官の権限）の規定が適用されることとなり<sup>16</sup>、実質的に戒厳と同様の効果（いわゆる準戒厳、行政戒厳）が生じ、軍主導で警備活動や救護活動が行われることとなった。

## (2) 保安庁法における考え方

日本国憲法の制定後、サンフランシスコ平和条約の発効により主権回復がなされることに伴い、警察予備隊は保安隊・警備隊へと発展していくこととなった。その根拠法令である「保安庁法（昭和27年法律第265号）」において、保安隊・警備隊の任務は、保安庁の任務を定める第四条「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊」と規定され、国家の主権を対外的に行使するための軍事組織ではなく、警察や海上保安庁が対処できない特別の必要がある場合に警察権を行使する組織であることが明らかにされている。

そのような部隊である保安隊・警備隊が災害時に活用されることが、「行動及び権限」を規定する同法第四章第六十六条（災害派遣）として規定されている。同法第六十六条第一項において、「都道府県知事その他政令で定める者は、天災、地変その他の災害において、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊の派遣を、長官又はその指定する者に要請することができる。」と規定され、また同条第二項において、「長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊を救援のため、派遣することができる。但し、庁舎、営舎その他の保安庁の施設、又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、同項の要請を待たないで部隊を派遣することができる。」と規定されている。このように、保安隊・警備隊の災害派遣は、あくまで要請によることが原則であり、例外は地域社会の一員として近傍の火災等に対する自主派遣としてのいわゆる近傍災害派遣だけとなっている。

災害派遣に当たって、保安隊・警備隊が行う活動は「救援のため」の活動であり、これは大日本帝国憲法下で行っていた「救護活動」に当たるが、「警備活動」を行うことは想定されておらず、武器使用権限を含め権限規定も置かれていない。なお、海上における災害派遣に関しては、警備隊が海上公安局に所属していたときから行使していた権限として、同法第七十五条「海上公安局法第十一条（協力の請求）の規定は、第六十六条第二項の規定により派遣を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。」が規定されている。

## (3) 自衛隊法における考え方

1954年の防衛省設置法及び自衛隊法の制定により自衛隊が創設され、我が国は国家の主権を対

外的に行使するための軍事組織を再び保有することとなった。しかしながら、災害時における組織の活用に関しては、保安庁法における考え方から大きく変化することはなかったといえる。

自衛隊の任務を規定する自衛隊法第三条第一項は、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と規定している。この「公共の秩序の維持」のために行われる活動として、保安庁法でも規定されていた「治安出動」、「海上警備行動」や「災害派遣」に関する規定が「第六章 自衛隊の行動」に置かれている。同法第八十三条（災害派遣）第一項の規定は、「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」となっており、保安庁法第六十六条第一項と基本的に変わっていない。また、同法第八十三条第二項の規定は、「防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。」となっており、要請による派遣が原則であることに変わりはないものの、ただし書として、いわゆる自主派遣に関する規定が新たに加えられており、要請主義の欠点を補うための措置が執られている。また、保安庁法第六十六条第二項但し書きとして規定されているいわゆる近傍災害派遣については、自衛隊法第八十三条第三項「庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。」に規定されている。

災害派遣時の権限については、陸上における災害派遣時の権限が新たに規定されることになったが、同法第九十四条第一項「警察官職務執行法の第四条（避難等の措置の命令権限）並びに第六条第一項、第三項及び第四項（他人の土地等への立入権限）の規定は、警察官がその場にはない場合に限り、第八十三条第二項」の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。」とされているとおり、限定的なものであり、治安出動のように警察の業務を代行に行うという性格のものではなく、この点も保安庁法の規定から変わってはいない。なお、海上における災害派遣時の権限については、保安庁法第七十五条と同様に、自衛隊法第九十四条第二項「海上保安庁第十六条（付近の人及び船舶に対する協力を求める権限）の規定は、第八十三条第二項」の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。」に規定されている。

## 2 自衛隊法第八十三条適用の課題

ここまで法制定の趣旨を踏まえ災害派遣の根拠規定である自衛隊法第八十三条の規定をみてきたが、震災や大規模水害、火山活動に際しての救援活動など、大規模災害時における自衛隊の災害派遣については、法の予定する活動が行われ、自衛隊の能力の発揮に対して十分な国民の支持と評価

が得られていると思われる。他方、「人命又は財産の保護のため必要がある場合」として新たに生じた緊急事態に対して、例外的に災害派遣規定を適用し柔軟に対応している事例も見られる。緊急時の対応としてやむを得ない場合もあると考えられるが、そのような事例が常態化、拡大適用されていく場合には、法の趣旨を損ね、部隊等の活動にも支障を生じさせるおそれがあることから、新たな立法措置も含め早急な対応が求められる。

#### (1) 「その他の災害に際して」の拡大

緊急時の対応が常態化している災害派遣の事例として、災害派遣件数の約7割<sup>17</sup>を占める離島等からの急患輸送が挙げられる。「災害に際して」発生していない患者の輸送については、自衛隊法第百条（土木工事等の受託）を根拠に輸送を行うことも考えられるが、早期に地方公共団体の救急空輸能力を整備することが最も望まれる解決策と考えられる。

また、災害の未然防止が論点になったのが、1992年5月～6月に初めて行われた風倒木等による二次被害防止のための災害派遣である<sup>18</sup>。台風被害は前年に発生したものであり応急的な救援活動の範囲を超える性格の活動であった。また、風倒木の処理は一義的には所有者である林業事業者等が処理の責任を負うべきものでもあり、災害の未然防止のための施策については、地方公共団体及び政府の果たすべき役割をも含めて災害対応のスキームを整備し、必要な法制面の手当を行うべきと考えられる。

この他、特定家畜伝染病防疫措置に係る災害派遣も常態化している。初めての災害派遣としての活動となった2004年3月の京都で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応についても、当初は自衛隊法第百条に基づく防疫事業として鶏舎の消毒を実施したものが、被害の拡大に伴い、災害派遣として殺処分のための鶏の袋詰めや処分用の穴の掘削を行っている。鳥インフルエンザの拡大による新型インフルエンザへの変異という災害を未然に防止するためということになるが、これも応急的な救援活動の範囲を超える活動となって常態化している。現在では、2010年4月の口蹄疫対応、2018年12月以降CSF（豚熱）対応にまで同法第八十三条が適用され災害派遣として自衛隊の活動が行われている<sup>19</sup>が、特定家畜伝染病対応については、地方公共団体の要員の確保も含めて対応態勢を整えることが望ましく、地方公共団体の業務を支援（受託）するという法的性格のものであれば、同法第百条の業務を追加するための政令改正を行うなど、必要な法制面の手当を行うべきと考えられる。

#### (2) 「事態やむを得ないと認める場合」の拡大

自衛隊法第八十三条第二項では、「事態やむを得ないと認める場合」に自衛隊の災害派遣が行われることとされており、この「事態やむを得ないと認める場合」とは、状況から見て差し迫った必要性があり（緊急性の原則）、部隊が派遣される以外に他に適当な手段がなく（非代替性の原則）、かつ公共の秩序を維持するという観点において妥当性がある（公共性の原則）、という三原則に基づいて実施されるべきものであるという趣旨である<sup>20</sup>。

特に非代替性の原則に照らして、1960年に行われた谷川岳の宙吊り遺体収容のための活動にお

いて、ザイルを切断するため自衛隊による小銃・機関銃射撃を活用した事例や、1974年に発生したLPGタンカー第十雄洋丸の海難事故に際して、炎上した同船の沈没処分のため自衛隊艦船等による射爆撃を活用した事例、1995年に発生した地下鉄サリン事件に際して、化学剤の除染のために化学科部隊の能力を活用した事例にみられるように、自衛隊でしか持ち得ない能力を活用した救援活動が行われてきている。

しかしながら、令和元年台風第15号に係る災害派遣（2019年）において、高齢者居住家屋等の応急処置としてのブルーシートの展張についても自衛隊が支援を行うこととなる<sup>21</sup>など、災害派遣の三原則に照らして自衛隊法第八十三条第二項を適用することに疑問が生じる事態が生起している。近年明らかになっている少子高齢化や過疎化による地域社会の災害対応能力の低下に起因する事態に対して、事前にどのような準備をしておくべきか、地方公共団体の態勢整備や自衛隊が行う場合の考え方を整理した上での法制面の手当などの検討が望まれる。

#### IV 考 察

前章の2で述べたように、これまでも新たに生起した緊急事態においては、自衛隊法第八十三条の規定が援用され、自衛隊による対応を可能にしてきた。他方で、暫定的な対応が常態化・拡大適用されているなどの課題も見受けられる。今回の新型コロナウイルス感染症対応においても、新感染症対応として想定していた自衛隊の役割を超える対応が求められたことから、第II章で述べたように、同法第八十三条の規定の適用をはじめ、他の根拠規定を活用し緊急時の対応として自衛隊が活動を行っている。本章では、新型感染症対応として想定されていた自衛隊の役割を踏まえ、今回の対応について法制面から考察を行い、事態収束後の改善の方向性を提起したい。

##### 1 新感染症対応において想定された自衛隊の役割

新感染症対応における自衛隊の役割については、2012年4月に制定された新型インフルエンザ等感染症特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日）を踏まえ、2016年1月に作成された防衛省新型インフルエンザ等対策計画において明らかにされていた。同計画においては、①新型インフルエンザ等対策に付随する活動として未発生期等に行う、家きんに対する防疫対策（自衛隊法第八十三条第二項に基づき実施）、②海外発生期以降に行う、在外邦人の輸送（自衛隊法第八十四条の四に基づき実施）、③海外発生期～国内発生早期に行う、自衛隊医官等による検疫支援（厚生労働省からの依頼に応じた空港・港湾での支援：官庁間協力として実施するものと考えられる）、④国内発生早期等に行う、緊急物資等の輸送（自衛隊法第八十三条第二項に基づき実施）、⑤国内発生早期～国内感染期等に行う防衛医科大学校病院及び自衛隊病院における診断・治療（自衛隊法第二十七条第一項に基づき実施）が想定されていた。

本計画に明らかなように、自衛隊の活動は、自衛隊にしか期待できない（非代替性のある）能力である航空等輸送力の発揮が主な役割であり、その他の役割としては、他の一般の医療機関と同様に自衛隊の保有する病院・医官等を活用し協力するというものになっており、新感染症対応における自衛隊の役割は当初から限定的なものであった。従って、上記計画で予定されていなかった今回の新型コロナウイルス感染症対応における自衛隊の活用は、その多くが医療従事者を含め地方公共団体等のマンパワーを緊急時に補うことを期待された役割であったと言える。

## 2 今回の新型コロナウイルス感染症対応の法的評価

### (1) 自衛隊法第八十三条第二項ただし書の多用

特に新型コロナウイルス感染症発生初期に必要な対応として、帰国邦人等に対する一時宿泊施設での支援、感染が拡大したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」への対応、水際対策強化によって生じた空港での検疫支援や帰国者・入国者の宿泊施設への輸送及び生活支援といった活動が、それぞれ同法第八十三条第二項ただし書に基づく自主派遣として行われている。

自主派遣は、都道府県知事等の要請による派遣という原則の例外であり、自衛隊の部隊出動を命ずるものであることから慎重に取り扱うべきものである<sup>22</sup>。他方、非常時の救援活動を適切に開始するため、1995年の阪神淡路大震災の教訓の一つとして、「いわゆる自主派遣の基準の明確化」の必要性が提起され、防衛省防災業務計画（平成30年6月29日）においては、①災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること、②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること、③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること、④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること、が明確化されている。なお、この場合においても、できる限り早急に都道府県知事等と連絡をとり、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとされている。

今回の派遣に関して防衛省は、「特定の都道府県知事などに全般的な状況を踏まえた自衛隊の派遣の要否などにかかる判断を求めることは無理があつて」と説明しているが、これは上記の自主派遣の基準には該当せず、また、今回の事態では同法第八十三条第一項の要請権者がそもそも存在し得ないと言っているように見られる。そうであれば同条第一項の適用事態ではなく、同条第二項に基づく例外としての自主派遣も行い得ないということになってしまう。従って、このような活動は国の判断により行うことができるようにすべきものと考えられ、特に空港での検疫支援は防衛省新型インフルエンザ等対策計画においても厚生労働省からの依頼により行うこととされていたものである。

### (2) 災害派遣の活動内容

活動内容についても、防衛省新型インフルエンザ等対策計画に想定されていなかった宿泊施設等

における患者の生活支援や天幕展張維持管理支援など、地方公共団体等のマンパワーの不足を補うことを期待された役割が多かった。このような活動は、同法第八十三条第二項における「事態やむを得ないと認める場合」に該当するものか、三要件に照らした判断が困難なものが多かったように見られることから、地方公共団体等の態勢整備に努めるなど、常態化しない対策が望まれる。

### (3) 大規模接種センターの設置根拠

また、自衛隊による大規模接種センターの設置についても、その位置づけについて必ずしも明確ではない点がみられた。同法第二十七条第一項「病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行う（略）」に規定されているように自衛隊の病院等は、自衛隊員を主な対象として設置されているものであり、自衛隊の施設外に臨時に会場を設置し住民を主な対象として予防接種を行うことまで予定している規定ではない。予防接種法（昭和23年法律第68号）第六条に基づく臨時接種として地方公共団体の役割として住民へのワクチン接種が行われている状況であり、地方公共団体の要請に基づく災害派遣として実施した方が地方公共団体との連携の点からは好ましかったのではないかと考えられる。

## 3 事態収束後の改善の方向性

2で述べたような点や、新型コロナウイルス感染症対応の最初の対応が海外からの帰国者の支援のためのチャーター機派遣及び同機への官庁間協力としての自衛隊医官の派遣であったことを踏まえれば、事態収束後の改善の方向性としては、国主導で行う態勢の整備の重要性と、その中で自衛隊の役割の明確化であると考えられる。そのためには今回の新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった事項について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に位置づけるとともに、国主導の対応として自衛隊の能力を活用できるよう、内閣総理大臣が自衛隊の派遣を要請できる法的根拠の整備が必要である。例えば、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第二十条第四項「原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。」の規定と同様に、新型インフルエンザ等対策本部長の権限を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十条の規定に、自衛隊の派遣を要請できる旨を加える法改正が考えられる。あわせて、自衛隊法第八十三条の三（原子力災害派遣）「防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。」の規定と同様に、同法第八十三条の四として、新感染症災害派遣の規定を置くための法改正を行い、新しい防衛省新型インフルエンザ等対策計画の中で自衛隊の役割の明確化を図る必要があると考えられる。

## V おわりに

現在も新型コロナウイルス感染症への対応は続いており、どの時点で教訓事項のとりまとめや対策の見直しに着手するのか予想することはできない。しかしながら、これまでも大きな災害の発生後に経験を踏まえたさまざまな改善が図られ、その後の災害対応に活かされてきたことから、今般の新型コロナウイルス感染症の収束後速やかに、さまざまな観点からの改善が進められることが期待される。

- 
- <sup>1</sup> 2021年5月10日の自民党国防部会。「ワクチン接種に自衛隊出動～前代未聞のオペレーション」NHK政治マガジン（2021年6月2日）<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/61567.html>（最終閲覧日：2021年12月12日）。
  - <sup>2</sup> 水間紘史（2020）「自衛隊による新型コロナウイルス感染症への対応—自衛隊の災害派遣等における活動と今後の課題」『参議院 立法と調査』No. 428、57頁。
  - <sup>3</sup> 防衛省（2020）『令和2年版防衛白書—日本の防衛』275頁。
  - <sup>4</sup> 同上、275-276頁。
  - <sup>5</sup> 同上、276頁。
  - <sup>6</sup> 防衛省（2021）『令和3年版防衛白書—日本の防衛』253-254頁。
  - <sup>7</sup> 同上；防衛省（2020）、276頁。
  - <sup>8</sup> 防衛省（2021）、393-395頁。
  - <sup>9</sup> 防衛省（2020）、279頁。
  - <sup>10</sup> 同上。
  - <sup>11</sup> 防衛大臣臨時記者会見（2021年4月27日）[https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/0427a\\_r.html](https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/0427a_r.html)（最終閲覧日：2021年12月12日）。
  - <sup>12</sup> 渡部恒雄「トランプ大統領が理解できない米国のシビル・ミリタリー関係」笹川平和財団 論考 No. 70（2020年7月15日）  
[https://www.spf.org/jpas-j/spf-america-monitor/spf-america-monitor-document-detail\\_70.html](https://www.spf.org/jpas-j/spf-america-monitor/spf-america-monitor-document-detail_70.html)（最終閲覧日：2021年12月12日）。
  - <sup>13</sup> 増田知子（2017）「近代日本政治における緊急勅令の概要」『名古屋大学法政論集』273号、30-31頁。
  - <sup>14</sup> 村上和彦（2013）「軍隊による災害救援に関する研究—関東大震災を中心として」『防衛研究所戦史研究年報』第16号、28頁。
  - <sup>15</sup> 中央防災会議（2008）「1923関東大震災 第2編」『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書（平成20年3月）』、82-83頁
  - <sup>16</sup> 同上、68頁。
  - <sup>17</sup> 防衛省統合幕僚監部報道発表資料「平成30年度自衛隊の災害派遣及び不発弾等処理実績について」（令和元年5月16日）
  - <sup>18</sup> 防衛省（1992）『平成4年版防衛白書』第4章第2節 [https://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1992/w1992\\_04.html](https://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1992/w1992_04.html)（最終閲覧日：2021年12月12日）。
  - <sup>19</sup> 田邊揮司良（2020）「最近の自衛隊災害派遣から考える」『安全保障懇話会 安全保障を考える』第778号、8-10頁。
  - <sup>20</sup> 田村重信、高橋憲一、島田和久編著（2012）『日本の防衛法制第2版』内外出版、161頁。
  - <sup>21</sup> 田邊（2020）6-7頁。
  - <sup>22</sup> 田村、高橋、島田（2012）、162頁。

